研究交流促進法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）抄

（定義）

第二条　この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。

2　この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験研究（以下「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の二に規定する機関

二　内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三　内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

四　特定独立行政法人

3　この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。

一　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表（次号において「別表第七」という。）の適用を受ける職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同項の規定に基づき同法別表第六教育職俸給表（一）（次号において「別表第六」という。）の適用を受ける職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。）、同項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律別表第八医療職俸給表（一）（次号において「別表第八」という。）の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給表（次号において「任期付職員俸給表」という。）の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項又は第二項

の規定に基づきこれらの規定に規定する俸給表（次号において「任期付研究員俸給表」という。）の適用を受ける職員（次条において「任期付研究員俸給表適用職員」という。）

二・三　（略）

○研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）抄

（試験研究機関等）

第一条　研究交流促進法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める機関は、別表第一に掲げる機関とする。

（研究公務員）

第二条　法第二条第三項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　別表第一の一の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究をその職務の一部とするもの

二　別表第一の二の項に掲げる機関に勤務する者のうち、研究所、研究部その他の命令で定める部課等に所属するものであつて、研究をその職務の一部とするもの

三　別表第一の三の項に掲げる機関に勤務する者のうち、科学技術に関する高度の知識を修得させるための教育訓練を行うために研究をその職務の一部とする者として命令で定めるもの

2・3　（略）